

事業主各位

名古屋東公共職業安定所
雇用保険適用課長

業務繁忙期間(4～5月)の取扱いについて(重要)

日頃より雇用保険業務の円滑な運営につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月から5月は、雇用保険関係書類の届出が集中し、窓口が大変混雑いたします。

極力すみやかな事務処理に努めているところですが、限られた行政資源の中で対応しており、事業主のみなさまには大変なご不便をおかけしております。

つきましては、業務繁忙期間における取扱いについて、以下の通りとさせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

- **受付時間** 08:30～16:00(通常時と同じ)
16時以降の届出につきましては、当日中のご返却ができませんので、あらかじめご了承ください。
- **預かり書類** 以下の届出書類につきましては、当日はお預かりとさせていただきます、後日、事務処理終了後にご連絡のうえご返却とさせていただきます。
 - ① 資格取得届(10件以上)
 - ② 資格喪失届(10件以上) ※離職票なしの場合のみ
 - ③ 転勤届(10件以上)※郵送でのご返却をご希望の方は、切手付き(履歴の追跡確認が可能な特定記録等)の返信用封筒をあわせてご提出ください。
- **その他** 雇用保険被保険者資格取得届の提出期限は、雇用した日の属する月の翌月10日までとなります。(4月1日入社の方は5月10日まで)4月中旬頃までは事務処理に時間を要する期間となりますので、可能な限り4月下旬以降の届出にご協力をお願いします。

お電話でのお問い合わせについて

毎年4月から5月は、**お電話が大変つながりにくい状況**となっております。また、この時期は特に膨大な量の書類を取り扱っていることから、進捗状況等のご確認については、緊急の場合を除き、極力お控えください。

※届出に便利な電子申請を是非ご利用ください。